

徳島県告示第五百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年九月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
有限会社四国メディカル サポート	徳島市南田宮二丁目八番一 号	S M S いーちステップ	板野郡上板町七條字中井手 二九番一	生活介護 就労継続支援 B型	令和三年七月 一日